

福島市小鳥の森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 35 号

福島市小鳥の森条例施行規則の一部を改正する規則

福島市小鳥の森条例施行規則（昭和58年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「き損」を「毀損」に改める。

第6条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。